

福島市建築物吹付けアスベスト調査助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物に吹付けられたアスベストの飛散による健康被害を予防するため、建築物の所有者が行うアスベストの分析調査に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することで、建築物のアスベスト対策を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的とし、福島市補助金等の交付に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 アスベスト 天然の鉱物繊維のアモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトを、重量比で0.1%を超えて含有するものをいう。
- 二 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。
- 三 分析調査 建築物に吹付けられた建材のうち、アスベストを含有しているおそれがあるものについて行うアスベスト含有の有無に係る調査をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる建築物（以下、「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 一 本市の区域内に存する吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く）
- 二 過去にこの要綱に基づく補助金又は国、地方公共団体等から当該事業と同様の補助金の交付を受けていない建築物

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物における分析調査で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基発0821002号厚生労働省労働基準局長通達）に示された分析方法に基づき実施されるものであること
- 二 建築物石綿含有建材調査者による調査であること
- 三 やむを得ない事情がある場合を除き、補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに完了するものであること

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たし、補助対象事業を実施する者とする。

- 一 補助対象建築物の所有者
- 二 市税を滞納していない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、補助対象建築物一棟につき、補助対象経費の10分の10以内の額(千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額。)とする。ただし、25万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助対象事業に着手する前に補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 補助対象建築物の登記事項証明書(原本)
 - 二 補助対象建築物の案内図、調査を行う箇所を明示した図面
 - 三 補助対象建築物の外観写真、調査対象部位の施工箇所が分かる遠景写真、調査対象部位の近景写真
 - 四 補助対象事業に係る見積書の写し
 - 五 分析調査を行う者が建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類
 - 六 市税の滞納がないことを証する書類
 - 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、前項の補助金の申請に当たっては、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下、「仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合又は仕入税額控除を行わない場合で消費税仕入税額控除確認書を申請時に提出したときは、この限りではない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知

するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の申請を取り下げ場合は、補助金交付申請取下げ届(様式第3号)により行うものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(内容の変更等)

第10条 補助対象者は、規則第6条第1項第一号又は第二号の承認を受けようとするときは、補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(規則様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

一 変更に係る見積書の写し(変更の場合に限る)

二 その他市長が必要と認める書類

2 規則第6条第1項第一号の軽微な変更は、交付決定された補助金の額に変更が生じない補助対象経費の変更とする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

一 分析調査結果報告書

二 補助対象事業の実施に係る契約書の写し

三 補助対象事業に要した経費に係る請求書又は領収書の写し

四 試料採取状況が確認できる写真

五 その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 補助対象者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合、速やかに補助金等交付請求書(規則様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の交付の決定の取消等)

第14条 市長は、規則第10条第1項及び規則第18条第1項の規定により、補助金の

交付決定を取消又は変更したときは、補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第5号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 規則第19条の補助金返還は、補助金返還命令書（様式第6号）によるものとする。

2 補助対象者は、補助金の額の確定後、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は前項の報告を受けた場合には、補助金の交付の決定の一部を変更するものとする。

4 前項の変更に係る当該補助対象者への通知は、第14条の規定を準用するものとする。

5 市長は、第2項の規定による報告を受けた場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金に係る仕入控除税額に相当する額の返還を命ずるものとする。この場合においては、第1項の規定を準用する。

（会計帳簿等の整備等）

第16条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（書類の提出）

第17条 この要綱の規定に基づく申請に係る提出書類は、正副2部とする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。